

別表 1

堺市環境に配慮した電力調達評価基準

次の必須項目を満たし、かつ基本項目及び加点項目に係る数値等を以下の表に当てはめた場合の合計が 70 点以上であることが入札参加資格を得る条件となる。ただし、基本項目の合計が 70 点を超える場合は、加点項目の配点は算入しないものとする。

＜必須項目＞

項 目	要 件
電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示	開示している 又は開示予定（※）

※電力の供給に参入した日から 1 年以内に開示する予定である場合に限る。

＜基本項目＞

項 目	区 分	配点
① 令和 4 年度 1kWh あたりの調整後二酸化炭素 排出係数 (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.325 未満	70
	0.325 以上 0.350 未満	65
	0.350 以上 0.375 未満	60
	0.375 以上 0.400 未満	55
	0.400 以上 0.425 未満	50
	0.425 以上 0.450 未満	45
	0.450 以上 0.475 未満	40
	0.475 以上 0.500 未満	35
	0.500 以上 0.525 未満	30
	0.525 以上 0.550 未満	25
	0.550 以上 0.600 未満	20
	0.600 以上	0
② 令和 4 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 % 以上	10
	0 % 超 0.675 % 未満	5
	活用していない	0
③ 令和 4 年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00 % 以上	20
	5.00 % 以上 8.00 % 未満	15
	2.50 % 以上 5.00 % 未満	10
	0 % 超 2.50 % 未満	5
	導入していない	0
上記①～③の合計	—	100

＜加点項目＞

項 目	区 分	配点
① 需要家への省エネルギー・ 節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
② J-クレジットを用いた本市事務事業におけ る二酸化炭素排出量の代理無効化予定量（予定 使用電力量に対する比率） 算定方法は次に示すとおり	20.0 %	20
	10.0 %	15
	5.0 %	10
	2.5 %	5
	活用しない	0

二酸化炭素の代理無効化予定量(予定使用電力量に対する比率)の計算式

$$\text{代理無効化予定量(\%)} = \frac{\text{J-クレジットによる二酸化炭素代理無効化予定量(kg)}}{\text{基本項目①の排出係数(kg/kWh)} \times \text{予定使用電力量(kWh)}}$$

事業者が本市の電力入札において複数の案件を落札した場合、それぞれの案件について、
本表の代理無効化予定量に記載する比率の二酸化炭素を代理無効化しなければならない。

(注1) 必須項目の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日(供給開始日)から1年以内に開示予定であれば、項目を満たすものとし、参入日及び開示予定時期を記載すること。

別表 1 の各用語の定義及び留意事項

1. 令和 4 年度 1kWh あたりの調整後二酸化炭素排出係数

令和 4 年度 1kWh あたりの調整後二酸化炭素排出係数（以下「排出係数」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣により公表されているものとする。（令和 4 年度の数値が公開されていない場合は地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）に基づく届出値とし、当該届出部分の写しを提出すること。）（kg-CO₂/kWh）

なお、メニュー別排出係数を公表している場合は、原則として事業者全体の排出係数とする。ただし、個別のメニューの排出係数とする場合は、再生可能エネルギー100%電気のメニューと^し、当該メニューに規定する電力を本市に供給するとともに、それを証明することができる書類を提出しなければならない。

また、契約締結前に、当該メニューに規定する電力を供給する旨を約する文書を提出し、その電力が当該メニューに規定するものであることを証明する方法について本市と協議しなければならない。

2. 令和 4 年度の未利用エネルギー活用状況

未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

- ① 令和 4 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を②令和 4 年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値

(算定方式) 令和 4 年度の未利用エネルギーの活用状況 (%) = ① ÷ ② × 100

注 1 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年度法律第 108 号。以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

注 2 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

注 3 令和 4 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

注 4 令和 4 年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

3. 令和 4 年度の再生可能エネルギー導入状況

再生可能エネルギーの導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量 (kWh) を令和 4 年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値をいう。ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

① 令和 4 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端 (kWh)）

② グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーン

エネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの証書（電力）の量（kWh）

③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）

④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)

⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）

（算定方式）

$$\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)}} \times 100 \text{ (単位は全て kWh)}$$

注1 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kw未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

注2 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない

注3 令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注4 民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書のCO₂排出削減価値を国が認証することにより、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。

注5 グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO₂削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量（kWh）

注6 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO₂等の排出削減量、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度

4. 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組については、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス
（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量と通知等は評価対象とはならない。

5. J-クレジットを用いた本市事務事業における二酸化炭素排出量の代理無効化予定量

J-クレジットを用いて本市事務事業における二酸化炭素排出量の代理無効化を予定する電気事業者は、様式1の提出に併せて「本市事務事業における二酸化炭素排出量の代理無効化予定量報告書」（様式6）を、脱炭素先行地域推進室に提出するものとし、当該事業者が落札した場合は速やかに代理無効化することとする。代理無効化とは、J-クレジットを保有している者が、J-クレジット登録簿システム 無効化申請書のクレジット利用法人名に堺市と記入し、本市の事務事業における二酸化炭素排出量を無効化することをいう。